



掲出基準の問題点 (屋外広告物審議会)

- 「意図が不明確」……社会情勢の変化等により規制の意図・趣旨が不明確となっている。
- 「曖昧な表現」……基準に適合しているか否かの判断が困難。
- 「基準値の根拠が不明確」……基準値の妥当性について説明が困難。
- 「見直し要望が多い基準」……広告物を掲出する方からの要望が多い。
- 「他法令等による規制との重複」……他法令との基準を準用したものであり重複した規制となっている。
- 「共通基準と重複」……共通基準と重複した基準となっている。
- 「一般広告物だけの基準」……自家用広告物には適用されない基準。
- 「基準不在」……明確に分類・定義できる広告物でありながら基準が設けられていない。

問題点に対する対応方針と基準

基準の見直しにあたっては「明確でわかりやすい基準」を基本として、一定の基準のもとに改正案の策定作業を行った。具体的な作業としては、最初にすべての現行基準について個別に検証を行い、それぞれの基準に上記のように、掲出基準の問題点を8つの問題点がないか詳細に洗い出しを行った。対応方針としては、国において示された、標準的な基準案を含む標準条例案や、他県の状況(東海3県・近畿3県)を調査し、これを参考に検討した。許可地域における一般広告物と自家用広告物の基準が別個に規定されているものについては、わかりやすい基準にすることを目的に、これらを統一し、この際に自家用広告物の基準を採用した。

問題点に対する対応方針とその規準 (今回の条例改正は、マイナーチェンジではあるが、かなり思いきった緩和への改正である)

